

第17回関西がんチーム医療研究会

平成27年8月29日（土）追手門学院大阪城スクウェア

就労支援 社会保険労務士の取組みについて

NPO法人 がんと共に生きる会

特定社会保険労務士 関 孝子

背景

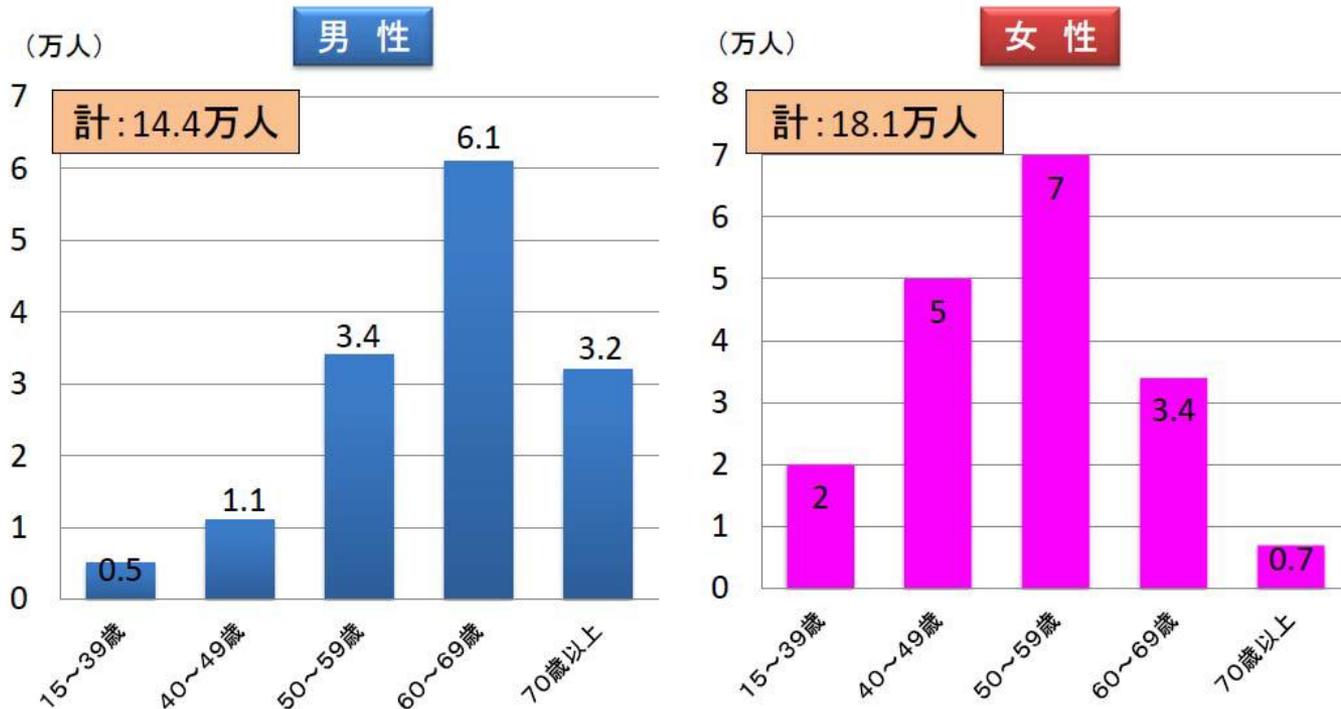
平成24年度に閣議決定された新がん対策推進基本計画(平成25年度から5年間)では、働く世代のがん対策が重点目標とされ、医療機関等における就労相談体制の強化が掲げられている。

厚生労働省は、平成25年度からがん患者等の治療と仕事の両立のために全国のがん診療連携拠点病院400か所に社労士を配置することとした。

現状、ほとんどの社労士はがん患者への支援経験がないものの、医療機関からの要請や社会的ニーズに応える必要性が生じている。

仕事を持ちながら悪性新生物で通院している者

悪性新生物の治療のため、仕事を持ちながら通院している者は32.5万人いる



※ 仕事をもっているとは、調査月に収入を伴う仕事を少しでもしたことを行い、被雇用者のほか、自営業主、家族従事者等を含む。

資料: 厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査」を基に同省健康局にて特別集計したもの

- 
- 社会保険労務士として、私のがん患者や家族、医療関係者を対象にがん診療連携拠点病院等と連携して行ってきた、医療セミナー・講演及び相談業務等の成果を通じ、就労支援という取り組みには一業種の専門性だけではなく、幅広い知識と経験が必要であり、相談者等の状況や実態に応じた様々な問題を解決していかなければならないことが分かった。ここではその実態を紹介する。

【活動・考察】

- ・「がん政策サミット2015」日本医療政策機構
 - ・「がん患者就労支援 意見交換会」当会
 - ・「とよなかがんサロン」市立豊中病院
 - ・「がんと仕事の教室」近畿大学医学部附属病院
 - ・ ベルランド総合病院
 - ・ 八尾市立病院
 - ・ 大阪警察病院

 - ・ FFJCP「就労問題を考える分科会」
 - ・ 奈良県庁・奈良県社会保険労務士会
 - ・ 大阪府社会保険労務士会
- その他

「がんと仕事の教室」のご案内

がんの治癒や体調の変化のために、仕事の継続や復帰で悩んでいる方は多くおられます。制度の利用や復職のコツを一緒に学びませんか？
また、同じ悩みを持つ人と話したり、治癒と仕事の折り合いについて相談員と一緒に考えたいと思います。患者さま・ご家族の方、知人の方、その他医療従事者の参加をお待ちしています。お気軽にお越しください。

<開催時間> 14:00~15:00
<場所> PET棟3階大会議室

<日程> ★5月14日(木)
★7月8日(水)
★9月9日(水)
★11月11日(水)

※1回完結型なのでいつでも参加可能です。

<内容>
①社会保険労務士(社労士)によるお話し
制度利用について
休職前、休職中の注意点
②相談員(看護師)による交流会
仕事と治療の考え方
患者同士の交流・情報交換
病気や治療による影響との折り合いのつけ方など...



問い合わせ：近畿大学医学部附属病院 がん相談支援センターTEL 072-366-7096

《主な相談内容》

- 社会保障制度
（障害年金受給手続き、傷病手当金等）
- 就業規則について
（有休、病気休暇等）
- 経済問題（賃金、生活保障（闘病中・死亡後））

《相談内容の変化》

- 社会保障制度
(障害・遺族年金受給
手続き、傷病手当金等)  税金・後見人等
- 就業規則について
(有休、病気休暇
復職等)  解雇
- 経済問題(賃金、
生活保障(闘病中・死亡後))  生命保険
相続等

事例

- 50歳台 女性 胃ガン(ステージⅣ)

抗がん剤治療中

- 家族(夫、息子)

国民年金・国民健康保険加入中(夫婦共)

〈相談内容〉

- 治療費が高く、夫に経済的な負担をかけている。万一の際、夫や家族に遺族年金等残せるものはあるか否か

遺族年金について

- 遺族厚生年金=厚生年金保険に未加入のためもらえない
- 遺族基礎年金=(1)子のある配偶者 (2)子

18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子

20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子

死亡一時金は受給可能

死亡一時金

- 国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けることなく亡くなったときは、その方と生計を同じくしていた遺族

(1配偶者 2子 3父母 4孫 5祖父母

6兄弟姉妹の中で優先順位が高い方)が受けることができます。

- ※ 今まですべて私は家の財産管理をしていた。
残された家族に対し、相続・税金についてもどうすればいいか？

税理士等に相談が必要である

どうするBOKS

がん、慢性疾患、難病の患者さんとそのご家族を支援する多職種連携団体「どうするBOKS」を、今年1月に設立しました。

団体のメンバーは、弁護士、公認会計士・税理士、特定社会保険労務士、司法書士、ファイナンシャル・プランナー、会社経営者で構成されています。

患者さんとご家族から生活や経済的な困りごとの相談にのり、総合的なサポートを行っていく社会貢献を目的とした患者支援団体です。

がん患者、慢性疾患、難病のみなさま

あなたの困りごとを相談して下さい。

どうするBOKS

B(病氣) O(お金) K(困りごと) S(相談)

生活上での困りごとや経済的な困りごとに、総合的なサポートを行う患者さん・ご家族を支援する団体です。みなさんが安心して治療に専念することが出来るようにサポートします

専門家が集結しています!

弁護士 | 公認会計士 | 税理士
社会保険労務士 | 司法書士 | ファイナンシャルプランナー など

例

- がんになって今まで通り仕事が続けられるか心配
- がんになったことを会社に報告したら解雇された
- 治療費や生活費について相談したい
- 障害年金について知りたい
- 自分らしいライフスタイルを考えたい(相続、税金、遺言など・・・)
- がんになったあとに生命保険に入れるのかわからない

など、生活や経済的な困りごとを、お気軽にご相談ください。

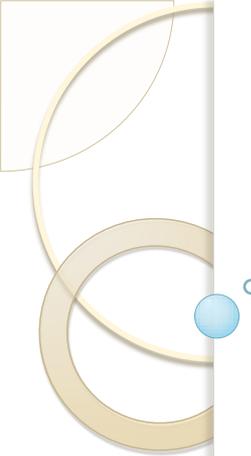
お気軽にご相談・ご依頼ください

どうするBOKS

TEL: 011-269-0800 TEL: 080-2404-3224
E-mail: egawa@ninus.oon.ne.jp
〒980-0944 北海道札幌市中央区南17丁目1番地4A309号

まとめ

- 少子高齢化が進んでいく中で、がん患者や家族の問題も複雑化してきており、相続、遺言、成年後見人等の社会保障制度の活用や経済面での相談対応も求められる。
- 就労支援の取組みについては、以前は医療機関の中には、院外の士業等の専門家との連携に不安や戸惑いの声もあったが、前述した取組みを押し進めることで、医療関係者や病院スタッフと連携を深め、専門性の高い諸問題についてどのように向き合っていくか、今後のがん患者や家族の就労サポートについて考えていくことが重要である。



ご清聴ありがとうございました